高齢者（70 歳以上）高額療養制度について

1ヶ月の医療費自己負担額が高額になりそうな時、事前に「限度額適用認定証」もしくは「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提出すると、自己負担限度額を超える費用のお支払いの必要がなくなります。また、事前に申請することにより、後日改めての高額療養費の還付申請をする必要がなく便利です。

●一般所得の方（１割・２割負担）は高齢者医療となりますので、高額療養費の申請の必要はありません。ただし、現役並所得者および非課税世帯の方につきましては別途役所（又は社会保険）にお申し出いただき必要な認定証の発行を受けて下さい。

●従来通り、一旦窓口で負担額全額をお支払い頂いたのちに還付を受ける事も出来ます。

●申請窓口はお持ちの健康保険証を管轄する保険者によって異なります。詳しくは各職場・各役所にお問い合わせ下さい。

●入院・手術の予定に合わせて申請される方は、ご入院前に予め申請手続きを行い、**必ず入院時に受付窓口へ提出**して下さい。保険者によって手続きに時間がかかる場合がございますのでご注意下さい。

○70 歳以上の方の１ヶ月ごとの自己負担限度額

適応区分（所得金額）	3 回目まで	4 回目以降 ※
現役並み 年収 1160 万～ （課税所得 690 万円～）	252,600 円（総医療費-842,000 円）×1% ※総医療費は外来・入院を合算した費用	140,100 円
現役並み【Ⅱ】 年収 770 万～1160 万 （課税所得 380 万円～690 万以下）	167,400 円＋（総医療費-558,000 円）×1% ※総医療費は外来・入院を合算した費用	93,000 円
現役並み【Ⅰ】 年収 370 万～770 万 （課税所得 145 万円～380 万円以下）	80,100 円＋（総医療費-267,000 円）×1% ※総医療費は外来・入院を合算した費用	44,400 円
一般 年収 156 万～370 万 （課税所得 145 万未満）	57,600 円	44,400 円
住民税非課税世帯【Ⅱ】	24,600 円	24,600 円
住民税非課税世帯【Ⅰ】	15,000 円	15,000 円

※直近の 12 ヶ月で既に 3 回以上高額療養費を受けている場合（多数該当）の場合、4 回目以降から適応される限度額

【高額療養費制度の注意事項】※申請手続きは任意です

●医療機関ごとに計算します。

●医療費のみが対象になります。食事代や差額ベッド代等保険外負担分は含まれません。

八王子脊椎外科クリニック